

仕様書

1 件名

リハビリテーション病院 病院長室用什器一式の購入

2 目的

病院の顔として対外的な信頼性を担保する応接環境を整えるとともに、迅速な経営判断を支える執務機能の最適化を図るため、購入するもの。

3 数量及び規格等

メーカー	品名	品番	サイズ	数量
オカムラ	フェムール デスク/幕板付	D243ZB WH07	1800W900D720H	1 台
オカムラ	フェムール サイドデスク	D243TS WH07	1510W453D650H	1 台
オカムラ	フェムール 脇机	D243HZ WH07	440W903D720H	1 台
オカムラ	フェムール ワードローブ	D243AY WH07	920W453D1800H	1 台
オカムラ	L字金具 (ワードローブ 固定用)	FHL002XZ25		2 個
オカムラ	フェムール クレテンザ	D243CZ WH07	1800W450D910H	1 台
オカムラ	コンテッサセコンダ ,可動肘,背座革 ハイバック	CC83BR PC18	650W570D985H420SH	1 台
オカムラ	シンフォニア ラウンジ テーブル コンセントなし	MZSA5F WHA3	2400W1200D720H	1 台
オカムラ	シェリル ミーティング タイプ パネル脚チェア	L407XB FFZ6	570W590D775H450SH	6 脚

4 納入期日

令和8年7月31日 (金)

5 納入場所

愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2
名古屋市立大学医学部附属リハビリテーション病院

6 納入・設置

- (1) 調達物品の納入に当たり、物品の搬入、据え付け等に関しては、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
- (2) 物品の搬送、納入等に要する費用は売渡人の負担とする。なお、物品の納入時期及び搬入等の一連の作業スケジュールを本学と協議し決定すること。
- (3) 物品の搬入及び据え付けは、納入期日までに終えること。
- (4) 物品の搬入及び据え付けは、診療及び施設利用者の利用に支障がない日時に実施することとし、本学と協議し決定すること。
- (5) 搬入の際には売渡人の立会いのもと、搬入経路に養生等を施すなど施設に損傷を与えないよう十分注意を払い実施すること。また、万一、建物又は設備等に損傷を与えた場合は、売渡人の責任において原状に復すること。

7 検査

- (1) 物品の納入・設置を完了した後、本学が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。検査の際には設定等について説明できる者が立ち会うこと。
- (2) 検査において合格と認められないときは、売渡人は検査員の指定する期日までに調達物品の取り替え、補正を行い、再度検査を受けること。
- (3) 売渡人は検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から購入物品についての説明及び資料提出を求められた場合は、速やかに応じること。前2号の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。
- (4) 完了検査を受けた後、速やかに納品書を検査員に提出すること。
- (5) 上記の手続きは、売渡人の負担により行うものとし、検査のために変形、変質、消耗又はき損した物品の損失に係る費用は、すべて売渡人の負担とする。

8 保証及びリコール対応

調達物品の引き渡し後、1年間を無償保証期間とし、メーカー保証期間中の故障等については売渡人が主体的に対応し、故障の状況に応じて速やかに部品の交換や代替機器との取り替え等の対応を図ること。また、機器の構成等に重大な瑕疵が発見され、リコール及びそれに準ずる状況になった場合には、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

9 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定

の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

- (2) 売渡人が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

10 その他

- (1) 売渡人は、この契約による業務を行うにあたり、「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び「グリーン配送に関する特記仕様書」に則った対応を行うこと。
- (3) 納入物品の梱包材等で不要となったものについては、売渡人が引き取ること。
- (4) 契約締結後、納入物品一覧の項目ごとの金額内訳を示したものを本学に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、本学と協議し決定すること。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。